

官報

号外

昭和二十五年十一月三十日

○第九回 衆議院會議錄第六号

昭和二十五年十一月二十九日(水曜日)

議事日程 第五号

午後一時開議

第一 特別委員会設置の件

第二 検査官任命につき事後承認の件

第三 商品取引所審議会会長及び同委員任命につき事後承認の件

第四 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 行政書士法案(地方行政委員提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 海外同胞引揚に關する特別委員会及び災害地対策特別委員会設置の件

日程第二 検査官任命につき事後承認の件

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 濁酒

四 白酒

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

三万五千円

三万四

二万二千三百円

二万四

一万六千八百円

二万四

七万五千五百円

日程第三 商品取引所審議会会長及び同委員任命につき事後承認の件

日程第四 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 行政書士法案(地方行政委員長提出)

午後二時七分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

第一 特別委員会設置の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、特別委員会設置の件につきお諮りいたします。

○福永健司君 特別委員会設置の動議を提出いたします。すなわち、海外同胞引揚に關する調査をなすため委員三十名よりなる特別委員会を設置されんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 福永君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて動議のごとく決しました。

五 味淋

甲類

乙類

六 焼酎

甲類

乙類

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

一石二付

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

なおお諮りいたします。災害地対策樹立のため委員三十名よりなる特別委員会を設置したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第二 検査官任命につき事後承認の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二につきお諮りいたします。内閣から、検査官に東谷傳次郎君を任命したので、その事後の承認を得たいと申出がありました。右申出の通り承認を與えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて承認を與えるに決しました。

第四 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。大蔵委員長夏堀源三郎君。

酒税法の一部を改正する法律案
酒税法の一部を改正する法律案
酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号中「味淋、味淋粕」の下に、「命令ヲ以テ定ムル物品」を加える。

第二十七條第一項を次のように改める。

酒税ノ税率左ノ如シ

第三 商品取引所審議会会長及び同委員任命につき事後承認の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三につきお諮りいたします。内閣から、商品取引所審議会の会長に向井鹿松君を、

また委員に柿沼竹藏君、島剛君、寺田省一君、藤田國之助君を任命したので、その事後の承認を得たいとの申出がありました。右申出の通り承認を與えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて承認を與えるに決しました。

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 濁酒

四 白酒

一石二付

一石二付

一石二付

官報号外 昭和二十五年十一月三十日

衆議院會議錄第六号

特別委員会設置の件 検査官任命につき事後承認の件 酒税法の一部を改正する法律案 商品取引所審議会会長及び同委員任命につき事後承認の件

六七

七 麦酒
八 果実酒
九 雑酒

度ヲ超ユル一度毎ニ五百五十六円ヲ加フ

一石ニ付 一万二千円

一石ニ付 七千円

一石ニ付 十七万円

一石ニ付 四万五千円

一石ニ付 二万円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

一石ニ付 一万四千円

酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後「を」販売場ヨリ移出スル酒類ニシテ配給酒類トシテ移入シタル後「に」販売スルニ至リタルモノ「を」移出スルニ至リタルモノ「に」改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後「を」販売場ヨリ移出スル酒類ニシテ配給酒類トシテ移入シタル後「に」販売スルニ至リタルモノ「を」移出スルニ至リタルモノ「に」改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後「を」販売場ヨリ移出スル酒類ニシテ配給酒類トシテ移入シタル後「に」販売スルニ至リタルモノ「を」移出スルニ至リタルモノ「に」改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後「を」販売場ヨリ移出スル酒類ニシテ配給酒類トシテ移入シタル後「に」販売スルニ至リタルモノ「を」移出スルニ至リタルモノ「に」改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後「を」販売場ヨリ移出スル酒類ニシテ配給酒類トシテ移入シタル後「に」販売スルニ至リタルモノ「を」移出スルニ至リタルモノ「に」改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後「を」販売場ヨリ移出スル酒類ニシテ配給酒類トシテ移入シタル後「に」販売スルニ至リタルモノ「を」移出スルニ至リタルモノ「に」改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

一 清酒

特級

第一級

第二級

二 合成清酒

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

第一級

第二級

三 焼酎

の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたもの（改正前の同法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類及び第三項の適用を受ける酒類を除く。以下第五項において同じ。）を改正後の同法第二十七條ノ二に規定する酒類以外の酒類として酒類の製造場又は販売場から移出した場合において、当該酒類が、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなして同條の規定を適用する。

5 酒類の製造者又は販売業者が、この法律施行の際に酒類の製造場又は販売場に存する酒類で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたものを改正後の同法第二十七條ノ二に規定する酒類として酒類の製造場又は販売場から移出した場合においては、当該酒類に係る酒税については、左の各号の定めるところによる。

一 当該酒類が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類であり、且つ、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同條の規定により算出した税額とみなして同條の規定により算出した税額とみなして同條の規定を適用する。

二 当該酒類が、当該酒類につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなして同條の規定を適用する。

三 当該酒類が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類であり、且つ、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同條の規定により算出した税額とみなして同條の規定を適用する。

四 当該酒類が、当該酒類につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなして同條の規定を適用する。

6 酒類の製造者又は販売業者が、この法律施行の際に酒類の製造場又は販売場に存する酒類で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたものを改正後の同法第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類を除く。）について、その種

類、級別、類別、種別及びアルコール分の異なることに、その数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、所轄税務署に申告しなければならない。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

夏堀源三郎君 たいだいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

二月一日を予定しているものであります。この法案は、十一月二十八日、本委員会に付託せられ、同日政府委員より提案理由の説明を聴取し、質疑を行つたのであります。質疑は主として税率引下げの程度及び密造対策を中心として活発に行われたのであります。その詳細につきましては速記録に譲るといたします。

次いで質疑を打ち切り討論採決に入りましたところ、奥村委員は自由党を代表して賛成の意を述べられ、天野委員は国民民主党を代表し、川島委員は社会党を代表し、米原委員は共産党を代表して、それら希望条件を付し賛成の旨討論せられました。

以上、はなはだ簡単ではありますが御報告申し上げます。（拍手）

議長（幣原喜重郎君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り可決いたしました。

議長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

行政書士法案 行政書士法

第一條 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。

第二條 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

を卒業した者その他同法第五十六條第一項に規定する者

二 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上にな

三 都道府県知事の定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

(行政書士試験)

第四條 都道府県知事は、毎年一回以上行政書士試験を行わなければならない。

2 前項の試験は、行政書士の業務に關し必要な知識及び能力について行う。

3 行政書士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県に納めなければならない。

4 前三項に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他行政書士試験に關し必要な事項は、都道府県規則で定める。

(欠格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は准禁治産者

三 禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終り又は執行を

受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

四 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 第十四條第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(登録)

第六條 行政書士となる資格を有する者は、行政書士となるには、その資格を有する都道府県において備える行政書士名簿に、住所、氏名、生年月日、事務所の所在地その他都道府県知事の定める事項につき、登録を受けなければならない。

2 行政書士の登録を受けようとする者は、政令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県に納めなければならない。

3 この法律に定めるものを除く外、登録の申請、登録事項の変更、行政書士名簿その他登録に關し必要な事項は、都道府県規則で定める。

4 行政書士の登録を受けた者は、やむを得ない事由がある場合に限

り、第二條の規定にかかわらず、他の都道府県において、その都道府県知事の認可を受けることにより、行政書士となる資格を有することができる。

(登録のまつ、消)

第七條 都道府県知事は、行政書士の登録を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、その登録をまつ、消しなければならない。

一 第五條第二号から第五号までに掲げる事由の一に該当するに至つたとき。

二 前條第四項の規定により他の

都道府県知事の認可を受け当該都道府県において行政書士の登録を受けたとき。

三 その業を廃止しようとする旨の届出があつたとき。

四 死亡したとき。

(事務所)

第八條 行政書士は、登録を受けた都道府県において事務所を設けなければならない。

2 行政書士は、都道府県知事の認可を受けた場合に限り、出張所を設けることができる。

(報酬)

第九條 行政書士が受けることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。

2 行政書士は、その業務に關して、前項に規定する額をこえて報酬を受けてはならない。

3 行政書士は、その事務所又は出張所の見易い場所に、報酬の額を掲示しなければならない。

(帳簿の備付及び保存)

第十條 行政書士は、その業務に關する帳簿を備え、これに事件の名称、生年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。

2 行政書士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から一年間保存しなければならない。

(依頼に應ずる義務)

第十一條 行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

(秘密を守る義務)

第十二條 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。

(立入検査)

第十三條 都道府県知事は、必要があるとき認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士の事務所又は出張所に立ち入り、その業務に關する帳簿及び関係書類を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

ならない。

3 当該吏員は、第一項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消等の処分)

第十四條 行政書士が、この法律若しくはこれに基く命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、左の各号の処分をすることができる。

一 一年以内の業務の停止

二 登録の取消

2 都道府県知事が前項の処分をしようとするときは、当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

3 前項の場合において、都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該行政書士に通知し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聽聞においては、当該行政書士又はその代理人は、釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

る。

5 都道府県知事は、当該行政書士又はその代理人が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで、第一項の処分をすることができる。

(行政書士会)

第十五條 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、行政書士会を設立することができる。

2 行政書士会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(行政書士会の会則)

第十六條 行政書士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地
二 会の代表者その他役員に関する規定

三 会職に関する規定

四 会計に関する規定

五 行政書士の品位保持に関する規定

六 その他重要な会務に関する規定

(行政書士会の会員)

第十七條 行政書士会の区域内に事務所を有する行政書士は、その行政書士会の会員となることができる。

(行政書士会連合会)

第十八條 行政書士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする行政書士会連合会を設立することができる。

(行政書士でない者の取締)

第十九條 行政書士でない者は、報酬を得る目的で行政書士の業務を行うことができない。但し、他の法律に別段の定がある場合及び正当の業務に附随して行う場合は、この限りでない。

2 行政書士でない者は、行政書士又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(総理府令への委任)

第二十條 この法律に定めるものの外、行政書士の業務執行、行政書士会及び行政書士会連合会に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(罰則)

第二十一條 第十九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十二條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

る。

一 第九條第二項、第十條又は第十一條の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定による当該吏員の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三 第十九條第二項の規定に違反した者

附則

1 この法律は、昭和二十六年三月一日から施行する。

2 この法律施行の際、現に引き続き一年以上第一條に規定する業務を行つてゐる者(第五條第一号から第四号までの一に該当する者を除く)で、同條に規定する業務を行つた年数を通算して三年以上になるものは、この法律の規定による行政書士とみなす。

3 前項の規定により行政書士とみなされた者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つてゐる都道府県において、第六條の規定による登録を受け、及び出張所を設けてゐる者にあつては第八條第二項に規定する認可を受けなければならない。当該期間内にその登録の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、行政書士の資格を失う。

4 第二項に掲げる者を除く外、この法律施行の際現に第一條に規定する業務を行つてゐる者(第五條

第一号から第四号までの一に該当する者を除く)は、この法律施行後一年を限り、行政書士の名称を用いてその業務を行うことができる。この場合においては、その者に対して、第七條から第十四條まで及び第二十二條の規定並びに第二十三條第一号及び第二号の罰則を適用する。

5 前項の規定により行政書士の業務を行うことができる者は、この法律施行の日から二月以内に、その業務を行つてゐる都道府県において、第六條の規定に準じて都道府県知事が定めるところにより、登録を受けなければならない。当該期間内に登録の申請をしない場合は、前項の規定にかかわらず、行政書士の業務を行うことができない。

6 都道府県知事は、この法律施行の日から六月以内に、最初の行政書士試験を行わなければならない。

7 この法律施行の際、現に第一條に規定する業務を行つてゐる者又は同條に規定する業務を行つた年数を通算して一年以上になる者は、この法律施行後三年を限り、第三條の規定にかかわらず、行政書士試験を受けることができる。

8 この法律施行の際、現に第一條

に規定する業務を行つてゐる者のその業務に関する報酬の額については、第九條第一項の規定により都道府県知事が報酬の額を定めるまでは、従前の額をもつて同條同項の規定により定められた報酬の額とみなす。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 地方自治庁設置法(昭和二十四年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 行政書士に関する事項

(川本末治君登壇)

○川本末治君 たいま議題となりました行政書士法案につきまして、地方行政委員会における起草の経過並びに提案の理由及び要旨について御報告を申し上げます。

御承知のごとく行政書士は、代書人の名称のもとに従来長く内務省令代書人規則の規律を受けて参つたのでありますが、終戦後右規則が失効いたしました。以来、都道府県の中には條例を設けて地方的に行政書士業者を規律するものが現れて参りました。しかし、今日なおいまだ條例の制定すらいたしていない地方も相当多数存在するのであります。関係業者の不安と一般公

衆の不利不便は、はなはだしいものがある次第であります。そこで、法律をもつて行政書士に関する諸般の事項を明定し、右の不安、不便を除却しようとするのであります。このことは、また他面においては民間の書類を受理する官公署の執務能率の向上にも裨益するところが甚大であることは申すまでもないのであります。

次にこの法律案の内容を申し上げますと、本文二十三條及び附則十項より成り立つておりまして、行政書士の業務、資格、試験、登録、事務所、報酬、行政書士会、同進会等に関する事項、罰則、その他不正業者取締りに関する事項等にわたつて必要な規定を設けています。

まず資格としましては、知事が施行する行政書士試験に合格した者であることを原則的の資格要件としたし、この試験を受けるには、あるいは学校教育法による高等学校卒業業者たること、あるいは国、地方公共団体の公務員として三年以上行政事務を担当した者たること、あるいは知事がこれらに相当する知識と能力を有すると認める者たることを要件としたしております。

かし例外として、この法律施行の際現に引続き一年以上行政書士の業務を行つてゐる者であつて、かつてこの業務を行つた年数が通算して三年以上になる者には、特に無試験で本法による行政書士の資格を與えることとしたしております。なお本法施行の際現に行政書士業を行つてゐる者は、本法施行の日から二月以内に登録を受ければ、本法施行後一年を限り行政書士の名称を用いて業務を行ひ得ることにいたしました。

次に行政書士となるには、都道府県に備へつける行政書士名簿に氏名、生年月日、事務所等、條例所定の事項を登録せしめることとし、なおその事務所は一箇所と限定し、ただ知事の認可によつて出張所を設け得ることとしたしております。しかし、知事は必要があるとき、当該吏員にその身分を証明する証書を携帯させ、関係者にこれを呈示させて行政書士の事務所を立ち入り、帳簿及び関係書類を検査させることができるように規定しております。但し、この立ち入り検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと及び日出より日没までの間でなければならぬことを明定しております。また行政書士がこの法律またはこれに基く命令、規則その他の知事の処分違反したとき、あるいは重大なる非行があつたときは、知事は公開による聴聞を行つた後、一年以内の業務の停止または登録の取消しを行ひ得ることにいたしました。

またもぐり業者に対する取締りを行うことにいたし、一面には一般公衆が不測の損害を受けないようにし、また他面には登録業者の利益保護をはかつてゐるのであります。

最後に、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な規定は總理府令で定めるものとし、本法の実施は昭和二十六年三月一日から行はしてあります。

本法案は、第八回臨時会において、七月二十五日、当委員会の提案を決定し、委員会の提出法律案とするに決定したのであります。しかし、都合により第八回臨時会においては不成立となりまして、閉会中継続して審査

し、本国会に入りましてから、十一月二十八日、当委員会は提案を決定いたしました。本委員会提出の法律案とするに決定した次第であります。

以上御説明を申し上げます。何とぞ慎重審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いする次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜喜郎君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜喜郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。これにて議事日程は議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後二時二十一分散会

出席國務大臣 國務大臣 林 譲治君
出席政府委員 大藏政務次官 西川甚五郎君
(朗讀を省略した報告)
一、去る二十六日幣原議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

物産庁第一部長 渡辺喜久造
物産庁第二部長 長谷川 清
物産庁第三部長 川上 為治
一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、去る二十五日議長において承認した寺本廣作外六名を去る二十七日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十八日幣原議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大藏大臣官房長 森永貞一郎
財政金融局長 内田 常雄
經濟安定本部長 湯川 盛夫
法務府法制局長 林 修三
法務府法制局長 西村健次郎
見第三局長 野木 新一
見第四局長 吉河 光貞
大藏省銀行局長 舟山 正吉
大藏省主税局長 石田 正
(全國選舉管理委員會事務局長事務代理)總理府事務官 石渡猪太郎
厚生省公衆衛生局長 三木 行治
厚生省医務局長 東 龍太郎
厚生省社会局長 木村忠二郎
資源庁鉱山局長 徳永 久次
地方財政委員 荻田 保
會事務局長 獲田 保

一、吉田内閣總理大臣から幣原議長宛、去る二十六日議長において承認した渡邊喜久造外二名を昨二十八日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十八日召集に應じた議員は次の通りである。

常任委員の辞任を許可した。
議院運営委員 篠田 弘作君
一、去る二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
議院運営委員 中川 俊思君
一、去る二十七日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員會
理事 北川 定務君(理事角田幸吉君去る二十七日理事辞任につきその補欠)
理事 猪俣 浩三君(理事猪俣浩三君去る二十五日委員辞任につきその補欠)

大藏委員會
理事 天野 久君(理事早稻田柳右エ門君(理事有田喜一君去る二十四日委員辞任につきその補欠)
理事 早稻田柳右エ門君(理事有田喜一君去る二十四日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 本間 俊一君
法務委員 三宅 正一君
大藏委員 羽田野次郎君
文部委員 岡延右エ門君、甲木 保君
厚生委員 大西 順夫君、田中 元君
經濟安定委員 中野 四郎君
予算委員 鹿野 彦吉君、坂本 實君
議院運営委員 高橋 權六君、梨木作次郎君
懲罰委員 猪俣 浩三君、林 百郎君
一、去る二十七日議長において、次の

通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 大西 禎夫君

法務委員 猪俣 浩三君

大蔵委員 中野 四郎君

文部委員 田中 元君

厚生委員 鹿野 彦吉君

本間 俊一君

経済安定委員 岡延右エ門君

羽田野次郎君

予算委員 甲木 保君

中村 幸八君

南 好雄君

林 百郎君

議院運営委員 三宅 正一君

梨木作次郎君

坂本 實君

懲罰委員 一、昨二十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

文部委員会 理事 岡延右エ門君（理事岡延右エ門君去る二十七日委員

辞任につきその補欠）

運輸委員会 理事 坪内 八郎君（理事坪内八郎君去る九月十九日委員

辞任につきその補欠）

建設委員会 理事 村瀬 宜親君（理事天野久君去る二十四日委員辞任

につきその補欠）

一、昨二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 森下 幸君

人事委員 大西 禎夫君

文部委員 田中 元君

厚生委員 岡延右エ門君

本間 俊一君

電気通信委員 松本 善壽君

議院運営委員

島田 末信君

柳澤 義男君

山口喜久一郎君

田中綱之進君

一、昨二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 松本 善壽君

人事委員 本間 俊一君

文部委員 岡延右エ門君

厚生委員 田中 元君

大西 禎夫君

電気通信委員 森下 幸君

議院運営委員 内藤 隆君

福田 篤泰君

高木 章君

赤松 勇君

一、去る二十五日大蔵委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し、議長は同日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

所得税法臨時特例法案

一、意見を聴こうとする問題

所得税法の臨時特例について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求め。

昭和二十五年十一月二十五日

大蔵委員長 夏堀 源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る二十五日大蔵委員長から次の公聴会開会報告書を提出した。

公聴会開会報告書

一、公聴会を開く議案

所得税法臨時特例法案

一、意見を聴く問題

所得税法の臨時特例について

一、公聴会の日時

昭和二十五年十一月二十九日午後一時

右によつて公聴会を開くに決したから

ら衆議院規則第七十九條により報告する。

昭和二十五年十一月二十五日

大蔵委員長 夏堀 源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一、去る二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出第七号）

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）

大蔵委員会 付託

一、去る二十七日議員から提出した議案は次の通りである。

国会審議権尊重に関する決議案（熊三郎君外百二十八名提出）

国会の審議権の擁護に関する決議案（河田賢治君外二十五名提出）

一、昨二十八日議員から提出した議案は次の通りである。

行政書士法案（地方行政委員長提出）

松江国際文化観光都市建設法案（山本利壽君外百七十七名提出）

一、昨二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

酒税法の一部を改正する法律案

所得税法臨時特例法案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された議

案は次の通りである。

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出第八号）

所得税法臨時特例法案（内閣提出第九号）

砂糖消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）

揮発油税法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二号）

以上四件 大蔵委員会 付託

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事 一、国際経済に

関する総合的調査

一、講和会議に

関連する諸問題

一、国際情勢に

関する問題

一、国際経済の

現状及び動向を調査し、国

民外交並びに

国策の樹立に

資す

一、講和問題に

関連するものが

国の内外の政治的経済的動

向を検討し、

基本的国策樹

立のための準備研究を行う

一、朝鮮事変の

推移を注視し

其の国際情勢並びにわが国の政治経済に及ぼす影響等を検討する

三、調査の方法 関係各方面より意見の聴取及び資料の要求

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十五年十一月二十五日

外務委員長 守島 伍郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、常任委員長から提出した左の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事 国家公務員の給

與並びに職階制に関する事項

二、調査の目的 国家公務員の給與並びに職階制の適正を図るため

三、調査の方法 関係各方面より説明並びに意見聴取及び資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求め。

昭和二十五年十一月二十七日

人事委員長 田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事 一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政に関する事項

三、検察行政及びこれと関連する国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

五、法制に関する事項

六、鉄道犯罪及び鉄道公安官に関する事項

七、経済法令に関する事項

八、刑事訴訟法の運用に関する事項

二、調査の目的 法務行政、検察行政、法制及び裁判所の司法行政の適正を期するため

三、調査の方法 小委員会の設置、関係方面よりの意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間 本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十五年十一月二十七日
法務委員長 安部 俊吾
衆議院議長幣原喜重郎殿
国政調査承認要求書

一、調査する事 決算制度及び決算審議に関する事項

二、調査の目的 決算の適正を期するため

三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面よりの意見及び説明聴取、報告及び参考資料の要求等

四、調査の期間 本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十五年十一月二十七日
決算委員長 菅家 喜六
衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る二十六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

配電停止に関する質問主意書（横田基太郎君提出）

発電と配電に関する質問主意書（横田基太郎君提出）

電力受配者に関する質問主意書（横田基太郎君提出）

中華人民共和国からのトラクター発注に關し日本政府の対策に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

中華人民共和国の大豆に對する日本政府の對策に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

中華人民共和国の土地改革に對する情報入手に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

中華人民共和国の紡績機械増設に對する日本政府の對策に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

中国炭の輸入に對する政府の對策に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

中華人民共和国全国貿易會議の情報入手に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

高野山の国有林拂下げに關する質問主意書（竹村奈良一君提出）

福岡、小倉、直方及び筑豊各地地方公務員の地域給に關する質問主意書（田代文久君提出）

中華人民共和国の管理貿易及び民間業者の日本に對する輸出品種に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

一、去る二十七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

米麦の生産者価格算出に關する質問主意書（井上良二君提出）

消費者米価に對する価格差補給金復活に關する質問主意書（井上良二君提出）

中華人民共和国に對する化学肥料輸出に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

米國對日援助見返資金の解款に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

フィリピン錫石の輸入に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

「食糧事務所事件」に關する質問主意書（深澤義守君提出）

福岡県における水田用トラクターの使用成績に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

中華人民共和国との貿易決済に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

一、昨二十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである

中華人民共和国との輸出入品に對する船舶事情に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

田基太郎君提出
農業協同組合に關する質問主意書（深澤義守君提出）

来年度輸出の原料資材入手対策に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

中華人民共和国に對する國產銅輸出に關する質問主意書（横田基太郎君提出）

地方自治休議会の決議執行停止に關する質問主意書（井上良二君提出）

腐朽校舍改築費補助に關する質問主意書（深澤義守君提出）

困窮地域の学童に對する保護政策に關する質問主意書（風早八十二君提出）

労働者災害補償に關する質問主意書（風早八十二君提出）

遊興街設置に關する質問主意書（風早八十二君提出）

暴力団による労働者の権利侵害に關する質問主意書（風早八十二君提出）

相模原元造兵廠（小松製作所）従業員の労働條件に關する質問主意書（風早八十二君提出）

税務官吏の職權濫用に關する質問主意書（風早八十二君提出）

米麦の中間経費に關する質問主意書（深澤義守君提出）

甘しよの取扱に關する質問主意書（深澤義守君提出）

主食配給に關する質問主意書（深澤義守君提出）

特別調達庁の取扱物資に關する質問主意書（竹村奈良一君提出）

衆議院會議録第三号中正誤

衆議院會議録第四号中正誤

頁 四三 誤 ありませうか。ありませうか。

頁 二七 誤 だいたうことだ。だいたうことだ。

頁 二〇 誤 開く。開く。開く。

頁 一三 誤 たのであります。たのであります。

頁 一三 誤 同意せざる。同意せざる。

頁 一三 誤 いたつた。いたつた。

頁 一三 誤 御質問。御質問。

頁 一三 誤 三千九百億。三千九百億。

頁 一三 誤 設けなければ。設けなければ。

頁 一三 誤 わけの本で。わけの本で。

頁 一三 誤 あると。あると。

頁 一三 誤 中央。中央。

頁 一三 誤 最終的な。最終的な。

頁 一三 誤 質問。質問。

頁 一三 誤 明年予算案。明年予算案。

頁 一三 誤 念ふ。念ふ。

頁 一三 誤 念ふ。念ふ。

頁 一三 誤 念ふ。念ふ。